

令和 5 年度安八町障害者就労施設等からの物品等の調達方針

令和 5 年 6 月 1 日制定

1 目的

本町では、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下、「障害者優先調達推進法」という。）」第 9 条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を策定する。

2 適用範囲

この調達方針は、町のすべての機関が発注する物品等の調達に適用する。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

本町において調達の対象となる障害者就労施設等は、以下のうち、物品等の調達が可能な施設等とする。

(1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律」に基づく事業所・施設等

- ・ 就労移行支援事業所
- ・ 就労継続支援事業所（A 型・B 型）
- ・ 生活介護事業所
- ・ 障がい者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）
- ・ 地域活動支援センター
- ・ 小規模作業所

(2) 障がい者を多数雇用している企業

- ・ 「障がい者の雇用の促進等に関する法律」の特例子会社
- ・ 重度障害者多数雇用事業所

次の 3 つの項目、いずれにも該当する事業所

- ① 障がい者の雇用者数が 5 人以上
- ② 障がい者の割合が従業員の 20% 以上
- ③ 雇用障がい者に占める重度障がい者の割合が 30% 以上

(3) 在宅就業障がい者等

- ・ 在宅就業障がい者（自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者）
- ・ 在宅就業支援団体（在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体）

5 調達の対象品目

本町において調達を推進する物品等については、以下のとおりとする。

(1) 物 品

- ・食 品 類（弁当、パン、クッキー等）
- ・縫製品等（軍手、巾着袋、バック等）
- ・園芸資材（花苗等）
- ・そ の 他（消耗品、備品等）

(2) 役 務

- ・除草作業
- ・清掃作業
- ・農 作 業
- ・その他業務

6 障害者就労施設等が供給する物品等の調達の目標

令和5年度に本町が達成すべき優先調達目標は、次のとおりとする。

優先調達の目標額 600,000 円

7 調達の推進方法

本町では、障害者就労施設等から提供可能な物品等及び関係機関が希望する物品購入、役務提供等についての情報を収集し、これらの情報をもとに、関係機関に対し障害者就労施設等への優先調達を依頼する。

8 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本町における障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成したときは、町ホームページ等により公表する。
- (2) 本方針に基づく物品等の調達について、当該年度終了後、遅滞なく実績を取りまとめ公表する。